

議案第30号

佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例（平成15年佐倉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条を第19条とし、第14条を第18条とし、第13条を第17条とする。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長が特に必要があると認めたときは」を「指定管理者は、市長が別に定める基準に従い」に改め、同条を第16条とする。

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は」を「指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を」に改め、同条を第15条とする。

第10条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条中「別表に定める使用料を納めなければ」を「指定管理者に対し、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第10条を第14条とする。

第9条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「第7条第2項」を「第11条第2項」に、「第7条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条を第13条とする。

第8条第1項及び第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市」の次に「及び指定管理者」を加え、同条を第12条とする。

第7条第1項及び第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市長は、第5条第1号」を「指定管理者は、第9条第1号」に、「市長が」を「指定管理者が」に改め、同条を第11条とする。

第6条に次の2項を加える。

4 第1項の許可は、市長が特に認める場合は、指定管理者にこれを行わせることができる。

5 前項の規定により指定管理者が第1項の許可をする場合は、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第6条を第10条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とし、第4条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、観光振興施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に観光振興施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 観光振興施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 観光振興施設の施設及び設備の使用の許可に関すること。
- (3) 第4条第1号及び第2号に掲げる業務に関すること。

(4) その他市長が必要と認める業務

(使用時間)

第7条 観光振興施設の使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更することができる。

(休業日)

第8条 観光振興施設の休業日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

別表中「(第10条関係)」を「(第14条関係)」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1 (第7条関係)

	区分	使用時間
オートキャンプ場	一泊	午前11時から翌日の午前10時30分まで
	日帰り	午前11時から午後6時まで
テニスコート 農園	1月4日から3月31日まで及び11月1日から12月28日まで	午前8時から午後5時まで
	4月1日から10月31日まで	午前7時から午後6時まで
コミュニティルーム		午前9時から午後5時まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の規定により市長がした許可その他の行為及び市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用又は特別の設備の設置に係るものに限る。）は、この条例による改正後の佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の相当規定によって指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。